

和歌山県移住者起業補助金交付要綱

平成24年4月2日制定

平成27年9月7日改定

平成29年4月1日改定

令和元年8月1日改定

令和2年6月10日改定

(趣旨)

第1条 知事は、現役世代の和歌山県への移住を促進し、県内各地域の振興を図るため、県外から県内「移住推進市町村（地域）」に移住し起業をする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住推進市町村（地域）」及び「受入協議会」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「移住推進市町村（地域）」とは、市町村職員によるワンストップ相談員を配置し、受入協議会を設置して移住を推進している和歌山県内の市町村（地域）
- (2) 「受入協議会」とは、移住推進市町村（地域）の住民等で構成され、移住を支援している協議会

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、概ね5年以上定住する意志を持ち、県内で新たに起業する者で、別に定める要件を満たす者とする。ただし、次の各号に掲げる要件に該当する者は、補助対象外とする。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、要綱第3条で規定する補助対象者が、県内で新たに起業する地域課題の解決に資する社会的事業で、わかやま地域課題解決型起業支援補助金（以下、「地域課題解決型起業補助金」という。）の交付対象として採択されたものとする。

(交付の対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費は、地域課題解決型起業補助金の対象経費として認められたものとする。

2 補助金の交付決定の額は、地域課題解決型起業補助金で交付決定を受けた事業の対象経費から、交付決定額を除いた自己負担額に2分の1を乗じて得た額と、100万円のうちいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数金額がある場合は、当該金額を切り捨てた額）とする。

（交付申請書の添付書類の様式等）

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請は、地域課題解決型起業補助金の交付決定を受けた者が行い、その申請書及び添付すべき書類の様式等は次のとおりとする。

書類	様式	提出部数
移住者起業補助金交付申請書	別記第1号様式	正1部、副2部
地域課題解決型起業補助金の交付決定通知書の写し		
地域課題解決型起業補助金の交付申請時に提出した交付申請書の写し（添付書類様式1、2を含む）		
住民票		

（交付条件）

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合（補助事業の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。）
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その利用にあたっては、事業の継続に向けて効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(変更の承認)

第8条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記第2号様式)に変更内容の分かる書面を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
移住者起業補助金実績報告書	別記第3号様式	正1部、副2部	当該年度の2月末日(同日が休日に当たる場合は、同日の直後の休日以外の日)
地域課題解決型起業補助金の実績報告時に提出した実績報告書の写し(添付書類様式1、2を含む)			
地域課題解決型起業補助金の額の確定通知書の写し			
住民票(申請時から住所の変更があった場合)			
個人事業の開業届又は法人登記			

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、補助対象事業により整備された施設等について現地で検査を行った上で、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかどうかを検討し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 前項の現地での検査は、補助事業者の立会いのもと行うこととし、補助事業者は現場での立会いを求められたときは、特別の事情のない限り協力しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の規定に基づく補助金の額の確定を行ったのちに、精算払により補助金を交付する。

(書類の経由)

第12条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、補助事業者の移住地(予定を含む)の市町村及び管轄する振興局を経由するものとする。

(消費税等の取扱)

第13条 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の通り取り扱うこと。

- (1) 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告すること。
- (2) 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において、前号により減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(別記第4号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還すること。

(事業状況の報告)

第14条 補助事業完了後5年間は、各年度の事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならないこと。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、事業完了後に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
 - (2) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上(消費税及び地方消費税の額を除く。)の機械及び器具
 - (3) その他知事が特に必要があると認めて指定するもの
- ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間若しくはこれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。